

【 7 】

氏 名 (本 籍)	呂 博 東 (韓国)
学 位 の 種 類	文 学 博 士
学 位 記 番 号	博 甲 第 159 号
学 位 授 与 年 月 日	昭 和 58 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学 位 規 則 第 5 条 第 1 項 該 当
審 査 研 究 科	歴 史 ・ 人 類 学 研 究 科 史 学 専 攻
学 位 論 文 題 目	「日本社会政策の基調—とくに両大戦間における労働者保護立法を中心として—」
主 査	筑波大学教授 芳 賀 登
副 査	筑波大学助教授 文学博士 大 澤 徹 也
副 査	筑波大学教授 増 田 精 一
副 査	筑波大学教授 副 田 義 也
副 査	筑波大学教授 中 本 博 通

論 文 の 要 旨

本論文は明治十四年から昭和十四年までの日本における健康保険制度を中心にすえ、その成立の経緯と発展過程をあとづけながら、日本における社会政策の基調とその特質を明らかにすることを目的としたものである。

従来、日本における社会政策の研究は、個別制度の目的か意義にとらわれ、各制度間の一貫的継承性の検討はみられない。その点の克服を本論文は対象としている。

本論の構成は五章だてで、序論は前記のごとき課題の設定と方法にふれ、第一章は労働保険論の展開と疾病保険法案構想をのべ、日本が明治十四年以來ドイツ主義にたち、その労働保険論を紹介し、労働保険論を台頭させ、次第に官僚・学者の輿論を形成させながら準備した点を略述し、第一次大戦の好況下のデモクラシー期に実施案が作成されたことにふれている。しかしその基調は明治国家の国家主義的政策で富国強兵と健民健兵政策として健康保険制度の制定に表現されている。その一方、労働者保護施設としての労働保険制度の樹立も労資協調の確立による産業平和の具現としての健兵健民による国富増進にあった。

その具体的経緯は第一章で展開し、職業病と労働災害防止もその条件の一つにあげられている。第二章工場法の成立とその意義は、工場法の施行が労働災害防止に役立ったが、設備更新が十分でなく操業稼働率の高まる中で労働災害が増加し効果をあげなかった点にふれた。

第三章は、共済組合の成立と展開で、共済組合の方は比較的早く設置され、工場主の単独救済の型をとり、やがて民間より官業中心となり、これが労働保険調査会を通じて他の保険をすすめることとなり、ここにも国家主導がみられる（国有鉄道共済組合が一例）。

他面学者等の協力で年金制度の導入となりその経緯が他の官業共済組合の設立発展に役立ち、やがて健康保険の代行機関として継承される。

第四章健康保険の成立と発展は、健康保険法が暴力行為取締法や労働争議調停法などと同時に成立し、国内産業平和の維持政策の継承であったとし、その健康保険の制定には農商務省があたりながら施行は内務省で社会局が中心となって社会情勢に対処することで、社会保険を考え、本格的な社会政策をめざす反面、具体的実施に先立ち治安維持法を用意した過程を明確にした。ところがその施行は労働者負担が工場法より多いため健保ストなどの反対運動が高まり、その解決に長い年月がかかったが、昭和十四年に到って家族給付も可能となり、実質的效果を示した。こころあたりには淳風美俗の家族国家観の強調にもかかわらずその弱点が露見している。

日本の労働運動においては労働保険とか健康保険のみが問題であったのではない。そこで第五章ILOと社会政策では、ILOの問題とのかかわりにふれ、労働者の労働条件の改善と労働者の権利の問題、その解決のためにILOへの働きかけ、代表の構成をめぐる対立、代表権をめぐる問題にふれ、政府主導型での妥協、その際において八時間労働制がとりのこされ、労働争議調停法もつねに健康保険法とくみ合され、労働者の権利は、その政治的枠組の中で限定された事実を指摘している。

本論文でILOの問題をとりあげたのは、国際社会の中で日本の社会政策の基調を明白に位置づけ、労働者の権利問題への回避と労働保険・健康保険に限定して徐々に解決策を成立させたことの位置づけを考えたことによる。

年表は論旨理解を助けるため、その参照によって社会政策の展開を段階づけることを考えたものである。参考文献は直接引用を除いて論旨展開の背景を理解させるため項目別に記載されている。

また参考論文「韓国の人口問題—人口政策と社会保障との関連において—」は本論文理解の補論として本文にくみこまれているが、大韓民国における社会政策基調策定の前提をあきらかにしようとしたもので、社会保障の具体的な成立過程と実施過程への個別的関心を示しており筆者の今後の研究課題設定の方向を示すものである。

以上よりして、本論文は日本における健康保険制度が工場法や共済組合の扶助規定と原理とを継承しながら発展したこと、労働保険制度としてとらえ、健康保険が成立したこと。それが歴史状況とその変化に伴い、どの様に変質をとげているかを、その過程で各制度の成立と、その意図とそれへの反応・制度の内容などの変容を通じて、その政策基調と特質とを究明したものである。その意図は、大筋において理解できる構成と叙述をとっている。とくにILOと日本の社会政策で、ILOが加盟国の労働条件や労働者保護法の国際的水準引き上げに対し、牽引車的な役割を担った点への指摘の具体化がみられる。

審 査 の 要 旨

本論文は日本の社会政策の基調をドイツ社会より学んで疾病保険構想・健康保険論・労働保険論と工場法・治安維持法・健康保険法・労働争議調停法とのかかわりあい求めたことである。この巨視的で一貫した社会政策の基調を浮きぼりにする方法は、従来部分的にはなされているが、それを明治十四年から昭和十四年の間において、とくにその実施過程でヨーロッパにおける社会保険成立のプロセスに学び、工場法・共済組合と関連づけた点で、当研究は評価できる。ただ一部分を除き個々の政策実現の過程は、社会政策基調を明確にするための叙述のため、経緯を明らかにするにとどまり、歴史的過程の中で生起するさまざまな矛盾については指摘にとどまっている。とはいえ本論文が示した日本社会政策の基調を明らかにしようとした構図は、極めて説得的であり、第五章のILOとのかかわりをとくことによって一層明確になった。

いままでの研究は、日本資本主義の論理のみでとくものが多く、とかく比較すべき基準に欠け、客観化する要件にとぼしい。それだけに筆者が巨視的であれ、一貫せる社会政策の基調をきわめようとした視座を設定した意義は大きい。ただし、社会政策の内包概念をどこまでにするかということに対し、あまり限定を加えていないこと、さらにドイツ社会政策の導入とのかかわりでときすぎたため、日本においても異なる社会政策要求の人々や、健兵健民に抵抗する人々のいたことについては本論文ではまだ十分に把握されてはいない。

もちろん筆者はその点については既に認識している。韓国における社会政策の基調探求のためとの考えは、日本の社会政策より学ぶことを、両大戦間中心に考えるだけでなく、戦後昭和三十五年以降からも学ぶべきではないかとも考えられる。

年表・参考文献その他は精密でその努力を示すとともに論著の展開を助けている。

とくに本論文については筆者の熱意が努力によって文献を渉臘して、論著の展開において優れた面を発揮した点を高く評価される。

よって、著者は文学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。